

大津市教育委員会 会計年度任用職員募集要項

【職種：教育職 2 種 学校給食課】

大津市教育委員会事務局学校給食課では、義務教育諸学校（小学校 37 校、中学校 18 校）において食育の授業及び給食指導などを行う会計年度任用職員（通称：楽食（たのしょく）プロモーター）を募集します。

会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1 人（週 35 時間勤務）

2 募集職種 教育職 2 種 学校給食課

3 職務内容

- (1) 義務教育諸学校（小学校 37 校、中学校 18 校）における食育の授業及び給食指導（学校給食課に勤務し、対象校に出張して授業又は指導を行っていただきます。）
- (2) 食育推進に関する授業の計画・調整及び啓発資料の作成
- (3) 食育動画の作成、インスタグラムの運用
- (4) 食育推進に関する業務
- (5) 栄養教諭との食育についての連絡調整
- (6) 給食の実施に関する業務
- (7) その他上記業務に付随する事務作業

【業務内容の変更範囲】：なし

4 募集対象

- (1) 応募資格
 - ・地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない者
 - ・栄養教諭の免許を持つ人（令和 8 年 3 月 31 日迄に資格取得見込含む）
 - ・普通自動車運転免許を有する者
- (2) 必要な経験等
 - ・パソコン操作（ワード、エクセル）
 - ・動画編集ソフトの操作が可能なら尚可

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 募集受付期間

令和 8 年 1 月 13 日（火）から令和 8 年 2 月 16 日（月）正午まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡して

ください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を貼付した履歴書
- ③栄養教諭免許の写し、普通自動車運転免許
- ④筆記用具

※ 選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日、祝日を除く 9:00 ~ 17:00 まで

【連絡先】大津市教育委員会学校給食課 会計年度任用職員採用担当者まで

電話番号 077-528-2636

7 選考日時及び選考会場

令和8年2月18日（水） 午前10時から（9時30分から受付開始）

大津市御陵町3番1号 大津市役所本館5階 互助会会議室

8 選考方法

面接試験

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、令和8年2月25日頃に合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、 良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり <input type="checkbox"/> 原則なし (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。)
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所本庁 大津市教育委員会 学校給食課
勤務地変更の可能性	なし
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 1年目10日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	・週35時間勤務（1日7時間×週5日） 休憩60分
基本給	週35時間勤務 月額225,336円～253,723円 ※資格取得後の資格に関連する業務に従事した期間に応じて決定します。

	※採用決定後に前歴の証明書が必要です。
諸手当	期末勤勉手当 年2回 年間最大4.65月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月額55,000円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。